

ワーキングチームの設置について（案）

平成 21 年 月 日
 文化審議会著作権分科会
 法制問題小委員会決定

（ワーキングチームの構成）

- 1 「小委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 26 日文化審議会著作権分科会決定）4（2）の規定に基づき、「ワーキングチームの設置について」（平成 21 年 5 月 12 日文化審議会著作権分科会法制問題小委員会決定）により設置された契約・利用ワーキングチーム、司法救済ワーキングチームに加えて、法制問題小委員会に以下のワーキングチームを置く。

ワーキングチーム名	検討課題
権利制限の一般規定	(1) 権利制限の一般規定 (2) その他

（ワーキングチーム員の構成）

- 2（1）権利制限の一般規定ワーキングチームに、座長を置き、法制問題小委員会の委員のうちから、法制問題小委員会の主査が指名する。
- （2）各座長は、必ずしも法制問題小委員会の委員に限定せず、その他のワーキングチーム員として必要な若干名を指名する。
- （3）ワーキングチーム員に指名された者のうち、法制問題小委員会の委員でないものについては、文化庁から協力を依頼する。

（検討方法）

- 3 各ワーキングチームは、作業の比重が少なくないこと、及びその検討結果が、原則として公開が予定されている法制問題小委員会における審議に付されることにかんがみ、必ずしも会議の開催という検討方法に限定せず、メーリングリストの活用等による機動的な検討ができるものとする。会議を開催する場合であっても、原則として、会議は非公開とするが、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。